

エンジョイプラス被保険者証 交通傷害補償・携行品損害補償

契約概要のご説明 この保険契約の内容について特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。この書面はご加入の内容に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点については、『**エンジョイプラス窓口**』までお問い合わせください。

交通傷害補償・携行品損害補償 <正式名称：団体総合生活補償保険（交通事故危険のみ補償特約、携行品損害補償特約付）>

商品の仕組みおよび引受条件等 ※印を付した用語は「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

被保険者 (補償の対象者)	<交通傷害補償・携行品損害補償 共通> 利用者本人		
保険金の種類 保険金をお支払する場合 保険金のお支払額	保険金の種類	保険金をお支払する場合	保険金のお支払額
	交通傷害補償		
	交通傷害死亡保険金	保険期間中の 交通事故* によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を傷害死亡保険金受取人（被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。
交通傷害後遺障害保険金	保険期間中の 交通事故* によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害*が生じた場合	後遺障害*の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の 100%~4%をお支払いします。 （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて 180 日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて 181 日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 （注4）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
携行品損害補償			保険金額：1 事故につき 10 万円 被害物の損害額から免責金額*（1 回の事故につき 3,000 円）を差し引いた額をお支払いします。 （注1）損害額は、再調達価額*によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害額を定め、価値の下落（格落損）は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害額とします。 （注2）損害額は、1 個、1 組または 1 対のものについて 10 万円が限度となります。 ただし、通貨または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。）もしくは小切手については 1 回の事故につき 5 万円が限度となります。 （注3）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 （注4）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。
保険金をお支払いしない主な場合	交通傷害補償 <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によるケガ* ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*によるものである場合には、保険金をお支払いします。） ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの ● 入浴中の溺水*（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ● 原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）*によって生じた肺炎 ● 交通乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ● 職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ● 職務または実習のための船舶搭乗中のケガ ● グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ● 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ <p style="text-align: right;">など</p> <p>（注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>		

携行品損害補償

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害
- 被保険者と生計を共にする親族※の故意による損害
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
- 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害
- 公権力の行使（差し押え・没収・破壊等）による損害
- 携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害
- 携行品の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的故障（故障等）による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。
- 携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に生じた損害を除きます。
- 携行品の置き忘れまたは紛失による損害
- 戦争、その他の変乱※、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）
- 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害
- 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害
- 別記の「補償対象外となる主な『携行品』の損害」など

補償期間	エンジョイプラスに加入している間
利用者番号	Biglobe 回線 ID に同じ

補償対象外となる主な「携行品」

船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）・航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハングライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、動物、植物、有価証券（小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、漁具（釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。）、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿 など

保険金をお支払いする場合に該当したときの手続

(1) 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡等

保険金をお支払いする場合に該当したときは、**エンジョイプラス窓口（電話番号はご利用のお客様のみにお伝えします）**までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

保険金の請求を行う場合は、事故受付後に次の書類または証拠のうち引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。

【交通傷害補償】

1. 保険金請求書
2. 引受保険会社の定める傷害状況報告書
3. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
4. 傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書
5. 被保険者の印鑑証明書
6. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
7. その他引受保険会社が別途必要とする書類

【携行品損害補償】

1. 保険金請求書
2. 委任状（保険金のご請求を第三者に委任される場合のみ）
3. 引受保険会社の定める事故状況報告書
4. 盗難届出証明書／受理番号（盗難による保険金請求の場合のみ）
5. 修理見積書、修理費用領収書
6. 写真または損害品
7. 被保険者が負担した費用等の額を示す書類
8. その他引受保険会社が別途必要とする書類

（注1）既に支払がなされた場合はその領収書とします。（注2）画像データを含みます。

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(*)を終えて保険金をお支払いします。^(**2)

(*) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(**) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

交通傷害補償における※印の用語のご説明

- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)1)、訓練^(*)2)または試運転^(*)3)をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。（*1）いずれもそのための練習を含みます。（*2）訓練（自動車等の運転資格を取得するための訓練を除きます。）を含みます。（*3）能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
- 「頸部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でな

いこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒^(*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

- 「誤嚥」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを行います。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転することをいいます。
- 「交通事故によるケガ」とは、次に掲げる事故によるケガをいいます。①運行中の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故^(*) ②運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故^(*) ③運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故（異常かつ危険な方法で搭乗している場合は対象になりません。） ④乗客として交通乗用具の改札口を入れてから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故 ⑤道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故^(*)（ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限ります。） ⑥交通乗用具の火災^(*) 立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故を除きます。
- 「交通乗用具」とは、電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、エレベーター等をいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(*)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。② 先進医療^(*)に該当する診療行為^(*)（*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。（*2）②の診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「先進医療」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）に限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

この保険は、ビッグロップ株式会社が保険契約者、エンジョイプラスの利用者が被保険者となる団体契約で、引受保険会社（三井住友海上火災保険株式会社、保険取扱代理店:株式会社 KDDI エボルバ）と締結した保険契約です。

ご連絡先	エンジョイプラス窓口 ご利用のお客様のみにお知らせいたします。
引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社

個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループ各社が、保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。◆契約等の情報交換について：引受保険会社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、(社)日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。◆再保険について：引受保険会社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社に提供することがあります。引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、MS&ADインシュアランスグループ各社の名称、契約等情報交換制度等については、引受保険会社ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。